環境農林水産常任委員会会議録

平成20年6月4日

場 所 第4委員会室

午後2時2分開会

会議に付託された議案等

- ○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・エコクリーンプラザみやざき問題への対応状況について

出席委員(9人)

委	貝		長	'呂´	原	義	久
副	委	員	長	黒	木	正	_
委			員	外	Щ	三	博
委			員	坂	П	博	美
委			員	蓬	原	正	三
委			員	野	辺	修	光
委			員	満	行	潤	_
委			員	松	田	勝	則
委			員	長	友	安	弘

委員外議員(6人)

議	員	中	村	幸	_
議	員	福	田	作	弥
議	員	押	Ш	修-	一郎
議	員	鳥	餇	謙	$\vec{-}$
議	員	外	Щ	良	治
議	員	武	井	俊	輔

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	髙	柳	憲	_
環境森林部次長 (総括)	森	山	順	_
環境森林部次長 (技術担当)	寺	JII		仁

意見を述べるために出席した参考人

財団法人宮崎県環境整備公社

理	事	長	田	中	義	信
事務局	長兼総務	課長	大	脇	泰	弘
参事兼	施設運営	課長	野	﨑	公	憲
施設	運営課	主幹	入	船	修	$\vec{-}$
総 務	課主	主査	松	本	公	彦
施設	運営課	主査	坂	本	達	郎

事務局職員出席者

 議事課主査
 大野誠一

 政策調査課主査
 坂下誠一郎

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任 委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会中における資料要求についても関連しますので、今後のエコクリーンプラザみやざきに関しての委員会の進め方について御協議をさせていただきたいと思います。

これまで当委員会では、4月21日の委員会を 皮切りに、本日を含めると計5回の委員会を開 催してまいりました。この間、具体的な県の基 本方針が示されるなど一定の方向性が見えてき たのではないかと思います。

そこで、今後の進め方についてでありますが、 これまでどおり、エコクリーンプラザみやざき に関する資料要求を行った場合、ほとんどが環 境整備公社の資料のため、公社でないと十分な 説明ができないことから、資料の提出のたびに 公社を参考人として招致する必要が出てきます。 また、定例会中の委員会においては、議案等の 審議にも影響することが考えられます。そこで、 今後の委員会の進め方として、これまでどおり、 原因究明のために資料要求、説明を求めていく のか、それとも、今後は執行部からの外部調査 委員会の調査等の状況報告を受ける形で進めて いくのか、皆様の御意見をお聞かせいただきた いと思います。

○長友委員 確かにこの委員会が、委員長初め 精力的にやっていただきまして、一定の方向が 出ました。したがって、これを県民の皆様にも 周知する必要があろうかと思うので、報告の必 要性もあるだろうと。ただ、地域住民にとって は、これは緒についたばかりということで、非 常に不安がございます。また直近住民に至って は、地元対策協議会というのは広範に組まれて おりまして、そこの直近住民には一回も説明が あってないんですね。井戸の検査とか川の検査 はしてもらえるようになりましたけれども、地 元住民は、別に自治会として公社に対して公害 防止協定を改めて今から結ばせてくれと、信頼 は置けないと、こういうことで話が出ておった りします。そういう問題もありますし、また、 外部調査委員会が今から、原因究明、責任の所 在の追及、あるいは新たな改善策の提示等行っ ていくと思うんですけれども、その過程におい ても、私ども委員会としてもまだいろいろと状 況を聞いたり、新たな調査を行わなくてはいけ ないと。しかもこの問題に関しまして新たな事 実が出てくれば、お尋ねしなくちゃいけないこ ともあろうかと思いますので、報告は、一応報 告としても中間報告としてこれはやるべきと。 ですが、この問題に関して閉じるということだ けはしないでおいてもらいたいと。また継続し て審議できるような形にはしておいてもらいた いと、このように思います。

〇宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、次回からは、この件につきましては執行部からの報告という形で進めさせていただきたいと思います。今、長友委員のほうからありましたように、また必要があるという状況が出た場合は委員会を開かせていただくというような方向でやらせていただきたいと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 それでは、そのようにさせてい ただきたいと思います。

〇坂口委員 なるほどそうだろうなと思うんで すね。今後そういうぐあいにちょっとスイッチ を切りかえるという理由は、外部調査委員会、 特に専門委員会が立ち上がったからということ だけど、本来信頼すべきと思うんですけれども、 今までが不信を買っているから、外部調査委員 会が一体どういうことをやってくれて、どこま で能力を持っているのかもまだ把握できない状 況ですね。だから、逐一報告をさせて、場合に よっては外部調査委員会に我々は尋ねんといか んこともあるでしょうし、また、我々が今まで ここで審議してきた視点から、この点について はこういう部分まで解明しないと、例えば市議 会なんかはこれは県の責任だと言っているわけ ですよ。だから、そういうところまで、責任の 所在までやっていかないと、問題は、地元の人 たちが今後この施設を受け入れてくれるかどう かというところに着手できるかというのが1つ ありますね。今後必要とするお金を本当に市町 村が納得して出すのかというのが、それはどち らとも、どこに責任があったのかという責任の 所在まで解明していかないと解決できないんで す。だから、外部調査委員会が立ち上がったか ら、ここで一たん報告だけ受けますよということで今閉じておくのはちょっと早いかなという気がするんです。場合によってはまだやりますよということだけど、きょうはとりあえず、次の定例の冒頭に委員長報告をやるために、どこでどう切っておけば中間報告ができるかというところを整理しながら進め方をやって、後には門を広げておいたほうがいいような気はするんです。

○宮原委員長 今、坂口委員のほうからもありましたように、外部調査委員会なり、また新たなものが出てきたときには、委員会を開催するという方向でよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、そのようにさせてい ただきます。

次に、参考人招致についてお諮りいたします。 財団法人宮崎県環境整備公社理事長田中義信 氏、同じく事務局長兼総務課長大脇泰弘氏、同 じく、参事兼施設運営課長野﨑公憲氏、同じく、 施設運営課主幹入船修二氏、同じく、総務課主 査松本公彦氏、同じく、施設運営課主査坂本達 郎氏を参考人として出席を求め、説明を聞きた いと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、参考人より、参考人補助者として、財団法人環境整備公社総務担当者の委員会への入室の希望がありますので、入室について許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、本日の委員会の日程についてでありま

す。お手元に配付いたしました日程案のとおり でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、委員会の傍聴につきましてお諮りいた します

宮崎市の金井氏ほか3名から、執行部、参考 人に対する質疑を傍聴したい旨の申し出があり ました。議会運営委員会の確認決定事項に基づ き、先着10名に限り許可することに御異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部、参考人入室のため、暫時休憩いたし ます。

午後2時9分休憩

午後2時11分再開

〇宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、傍聴される皆様にお願いいたします。 傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました「傍 聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を 出したり、拍手をしたりすることはできません。 当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍 聴してください。また、傍聴に関する指示には 速やかに従っていだくようお願いいたします。

それでは、執行部及び参考人からの説明を求めたいと思います。なお、委員の質疑は、執行部及び参考人の説明が終了した後にお願いをいたします。

まず、執行部から説明をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部長の髙柳でございます。

エコクリーンプラザみやざきの問題につきま しては、5月14日の当委員会で知事が申し上げ ました4つの基本方針に基づきまして、5月20 日には庁内で知事を本部長とする対策本部会議 を、5月22日には、副知事を議長として、関係 市町村長や地元対策協議会長等との意見調整や 情報交換を行う連絡調整会議を開催いたしまし たほか、5月26日からは、県や宮崎市、地元対 策協議会の立ち会いのもとで、敷地内外の環境 調査を開始したところでございます。また、外 部調査委員会につきましても、先日、委員を選 定したところでございますが、1回目の会議を 6月12日に開催することにいたしております。 なお、梅雨に入っておりますことから、施設の 安全・安心な運営に向け、最終処分場の専門家 であります土手委員にお願いをし、既に本日の 午前から現地調査を開始いたしております。今 後とも解決に向け、全力で取り組んでまいりま すので、委員の皆様の御指導、御協力をどうぞ よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日は、基本方針に沿った取り組みの 状況と前回委員の皆様から御指示のあった資料 につきまして説明をさせていただきますが、内 容につきましては、環境対策推進課長から御説 明を申し上げますので、どうぞよろしくお願い いたします。

〇道久環境対策推進課長 それでは、前回5月14 日以降の基本方針に沿った取り組み状況につき まして、委員会資料のほうで説明させていただ きます。

委員会資料の1ページをお開きください。

この図は、エコクリーンプラザみやざき問題 対策関係の組織図でございます。御承知のよう に、前回の当委員会におきまして、知事が基本 方針を説明した際、エコクリーンプラザみやざ き問題対策のため、知事をトップとする県の対 策本部、それから、副知事をトップとする連絡 調整会議及び外部調査委員会の設置を表明いた しました。その組織についてでありますが、ま ず、外部調査委員会についてであります。外部 調査委員会におきましては、浸出水調整池の機 能不全の原因究明、第3水槽の安全性の検証、 その他の水槽の工事の工法選択等につきまして、 それぞれの専門的立場から検討をお願いするこ ととしております。

申しわけありませんが、7ページをお開きください。外部調査委員会の委員として、まず、公認会計士の大塚先生、地盤工学が御専門の宮崎大学の瀬﨑准教授、環境工学が専門の同じく宮崎大学の土手准教授、コンクリート工学が専門の同じく宮崎大学の中澤工学部長さん、及び弁護士の野﨑先生、この5名の先生にお願いをいたしました。

第1回目の調査委員会につきましては、先ほど部長が申し上げましたとおり、来週木曜日の12日に開催を予定しております。なお、土手准教授におきましては、委員会開催前ではありましたけれども、梅雨とか台風に対する浸出調整池対策のため、本日午前9時から早速取り組んでいただいたところでございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。 表の左側の欄、連絡調整会議についてであります。今回の問題では、関係市町村や地元に対する環境整備公社の情報公開のあり方について御批判を受けました。そこで、副知事を議長といたしまして、関係市町村長、地元対策協議会長及び公社理事長で構成いたしますこの連絡調整会議を設置し、今回の問題に係る対策の意見調整や情報交換を行うこととしたものであります。この会議につきましては、去る5月22日に第1 回目の会議を開催したところでございます。

最後に、右側の欄、対策本部についてであります。この問題につきましては、県庁挙げて取り組む必要があるとの認識から、県庁内各部の協力を得ながら、外部調査委員会や調整会議との連絡調整を通じた総合的な対策の検討を行うこととしたものでございます。第1回目の会議は、既に5月20日に開催いたしたところでございます。

2ページ以降に、この対策本部、連絡調整会 議及び外部調査委員会の設置要綱を添付してお りますけれども、こちらのほうにつきましては 後ほどごらんになっていただきたいと存じます。

なお、資料にはございませんけれども、基本 方針の柱の4つのうち、最も緊急性のあります 周辺地域の環境調査につきましては、県、市及 び地元対策協議会の立ち会いの上、去る5月26 日から実施しているところであります。調査内 容等につきましては、後ほど調査の実施主体で ございます公社のほうから説明させていただき たいと思います。

次に、さきの委員会で要求のありました資料 についてでございます。こちらの緑色の冊子を ごらんいただきたいと思います。

表紙をあけていただきまして、目次でございますけれども、前回5月14日の常任委員会で要求のありました資料でございまして、今回すべてを提出させていただいております。

目次をめくっていただきまして次のページを ごらんください。そこにございます資料につき ましては、4月25日及び5月7日の委員会で要 求のあった資料の一覧でございます。そのうち 未提出となっているものの一覧でございます。 今回提出いたしました資料のうち、当課で作成 いたしました資料について御説明させていただ きます。

2と書いたインデックスのところ、ページ数で3ページに当たりますけれども、3ページを お開きいただきたいと思います。

エコクリーンプラザみやざきと京都市東北部 クリーンセンターの相違についてでございます。 この京都市東北部クリーンセンターにつきまし ては、蓬原委員御発言のように、平成15年に厚 生常任委員会が視察を行ったということでござ います。

4ページをごらんになっていただきたいと思 います。エコクリーンプラザみやざきと京都市 東北部クリーンセンターの相違についてでござ いますけれども、この京都市東北部クリーンセ ンターは、まず、エコクリーンプラザみやざき が、焼却溶融、リサイクル処理から最終処分場 までの複合施設でございますのに対しまして、 京都市のほうは、焼却溶融処理だけの施設であ ることが挙げられると思います。それから2点 目は、エコクリーンプラザみやざきは、除じん 飛灰、これはちょっと大まか過ぎるかもしれま せんけれども、物を燃やして煙突から煙が出ま すけれども、そちらのほうに含まれる飛灰とい うふうにお考えいただけたらと思います。こう いう除じん飛灰ばかりでなく、*焼却炉の溶融も 行います。これに対しまして、京都は除じん飛 灰のみの溶融であるとのことでございます。3 点目は、排ガス処理設備として、集じん機であ るバグフィルター、こちらのほうがエコクリー ンプラザみやざきが2段であるのに対しまして、 京都は1段であるということが挙げられます。 大きくはこの3点が異なるというふうに言える かと思います。

これ以外の資料につきましては、後ほど公社 ※25ページに訂正発言あり のほうから説明させていただきたいと思います。 私からは以上でございます。

○宮原委員長 引き続き、参考人として出席いただきました財団法人宮崎県環境整備公社の田中理事長より説明をお願いいたします。

○田中理事長 本日もこのような場を設けていただいて大変ありがとうございます。現在、県の指導でさまざまな対策が進められておりまして、大変ありがたく思っております。公社といたしましても、連携をとりながら、一つ一つ改善に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

それでは、前回の5月14日の委員会におきまして御指示のありました提出資料、及び御質問に対して回答できませんでした事項、それから、現在進めております周辺環境調査の進捗状況につきまして、事務局長から御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○大脇事務局長 御説明いたします。

委員会資料のもう一つのほうをごらんください。「エコクリーンプラザみやざきの周辺環境調査の進捗について」ということについてでございます。

1枚めくっていただきますと、調査項目等の 日程等の一覧表があります。5月26日からエコ クリーンプラザみやざきの施設の内外で環境調 査を行っております。進捗等について御報告し ますが、まず、調査の日程、調査の種類、場所 を一覧表にしております。

調査の箇所につきましては、通常実施しておりますサンプリング調査の箇所に加えまして、新たに、5月27日の下のほうにあります、飲用井戸ということで国富町平原地区とかありますが、飲用井戸7カ所を追加しております。

それから、めくっていただきまして、6月2

日から5日、土壌調査ということで5カ所、漏水があった場所付近のボーリング調査及び表土の調査を行うということで追加しております。

それから、その下、6月3日の分ですが、浸出水原水等について調査するということにしておりまして、合計54カ所でモニタリング調査を実施することにしております。

2ページ目の下のほうですけれども、現在の 進捗状況でございますが、2、サンプリングの 状況ということで、5月26・27日のサンプリン グにつきましては、河川水や周辺の土壌、地下 水の採取をしております。そこに記載はござい ませんけれども、6月2日(月曜日)につきま しては、焼却施設の排ガスの測定や、6月3日 (火曜日)につきましては、浸出水原水や調整 池下の地下水のサンプリング等を行っておりま す。この4日間で地元の方に15名立ち会ってい ただきまして、県の職員の方13名、宮崎市の職 員8名ということで、延べ45名の方に立ち会い いただきましてサンプリング調査を行っており ます。

今後の予定ですけれども、天候に左右される 部分もありますが、5月28・29日は騒音振動を 予定しておりましたが、雨天のため延期してお ります。天候に左右される部分はありますけれ ども、可能な限り、県のほうで発表されました この日程に従いまして調査を実施いたしまして、 中間発表を6月中旬、最終の発表を7月の上旬 ということで公表したいと考えております。

それから、ダイオキシン類につきましては、 昨日ですが、6月3日から順次行っております。

3枚目以降が調査箇所でございます。それぞれ水域とか土壌とか一覧表の番号にリンクする形で調査位置を落としておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして提出資料の説明をしたいと思います。フラットファイルにとじておるほうの資料 になります。

目次にありますとおり、7種類の資料を提出させていただいております。めくっていただきまして1ページをお開きください。まず、クローズドシステムを採用した経緯についてということでございます。

最終処分場からの浸出水の全量再利用、いわゆるクローズド化につきましては、平成12年3 月に策定しました「宮崎県廃棄物総合処理センター整備事業基本計画報告書」におきまして、プラント排水を処理後再利用するということにしておりまして、雨水を除きまして外部には極力排出しないという計画としておりました。

この浸出水の処理につきましては、浸出水処理施設において脱塩処理以外の水処理を行い、その後、焼却溶融施設内で脱塩処理するということになっておりますため、浸出水を全量再利用するということは、焼却溶融施設の発注仕様書に含まれる内容でありました。

この焼却溶融施設の発注仕様書につきましては、県や市町村長さんをメンバーとします機種選定委員会という組織があるんですが、そこの専門部会の技術委員会の中で検討項目とされておりまして、平成13年2月から平成14年4月までにかけて4回にわたって調査検討を行われまして、最終的には平成14年5月22日に、宮崎県環境整備公社理事長、当時、副知事ですが、の決裁によりまして最終的に決定をされております。

一方、その背景には、平成12年度正式に立地 表明後、計画地周辺におきまして住民説明会を 行う中で、地区住民の方から、「廃棄物処理場か らの水は安心できない。使いたくない」「施設を つくるなら集団移転先を探してくれ」等の要求 が出されていたということもございます。また、 整備計画書や環境影響評価準備書を作成しまし て国と県に提出するということが必要でござい ましたけれども、そのためには、計画地周辺住 民の方の御理解をいただき、3地区対策協議会 の同意書が必要であったということも背景とし てはございます。

あと、6番以降につきましては、機種選定委員会、7番で機種選定等研究会、8番、技術委員会ということで、それぞれの委員会等の役割とメンバーを記載しております。

一番下、「なお」のところですけど、新聞情報 でございますけれども、環境新聞社の情報によ りますと、エコクリーンプラザみやざきと同様 のシステム、いわゆるオープンの形でのクロー ズドシステムをとっているところはないという ことでございます。

次に、5ページをお開きください。平成18年 7月24日の漏水の原因についてということです。 これにつきましては、最初の委員会での説明と 2回目の説明が食い違ったということで、また 調査をいたしました。

まず、場所ですけれども、5-2というページをごらんいただきたいと思います。最終処分場A区画が真ん中あたりにありますが、その右のほうです。マンホールM83、それから少し上のほうに四角い升がありますけれども、場所はここの部分でして、これを拡大したものがその前のページの5-1というページになっております。四角い地下水集水ますというのが左のほうにあり、M83マンホールというのがございますが、これを結びますのが、字が上下逆ですが、地下水接続管という配管ですが、ここから漏水したということでございまして、この原因でございます。

当初の説明では、水圧によってということでお話し、次には、継ぎ手の不具合ということで御説明しました。改めて調査しましたので、そのわかりました部分を記載しております。

ここの部分の配管ですけれども、地下水集水管と浸出水流末管を接続する役割があります、いわゆる括弧の中ですが、地下水接続管でありまして、通常は地下水を自然流下で流し、異常時、異常時といいますのは浸出水が流入したときですけれども、このときには浸出水として流すための配管であります。このため設計では、地下水集水管と同様に内圧がかからないものとして設計しておりまして、内圧による破損は想定しておりませんでした。

しかし、管理型最終処分場内へ内部貯留を開始したことによりまして、地下水接続管の中間にあります仕切り弁、バイパス弁とも言いますが、これよりも浸出水流末管側で内圧がかかりまして、継ぎ手部分から漏水したということがわかりました。

他の部分の浸出水流末管につきましては、すべて外部をコンクリート巻きで施工しておりまして、内部圧力に対応しておりますけれども、この地下水接続管はコンクリート巻きを行っていなかったこと、それから、地下水接続管に4カ所ありますプラスチック製の継ぎ手部分のうち、2カ所が真上部分から割れていたということが漏水の原因となっております。

現在は、対応措置として行いましたコンクリート巻きによりまして周囲をコンクリートで固定しておりますので、前回のような水圧が発生しても破損することはないというふうに考えられますけれども、継続して監視をしていきたいということで考えております。

次に、6ページをお開きください。工事の施

工監理業者の監理内容等についてということで ございます。下に小見出しがございます。

1番目が施工監理業務委託に係る設計書ということで、次の7ページから25ページまでが設計書となっております。

それから、2番、造成工事等施工監理業務担当者リストを26ページに添付しておりまして、職階とか専門の分野、または資格等の一覧表を添付しております。

3番目です。ここから、平成14年度から17年度までの施工監理の実績を添付しております。 平成14年度分が27ページからになりますが、27ページが1年間の業務の内容を取りまとめたものでございまして、28ページ以降が施工監理の実績の月報を添付提出しております。

同じく、40ページからが平成15年度分、53ページからが16年度分、66ページからが17年度分という月報等を添付いたしております。

次に、75ページをお開きください。第3水槽のみを補強しておりますけれども、この第3水槽の補強工事の費用の負担及び契約の内容についてということでございます。第3水槽の補強工事における事業費負担額及び施工業者ごとの事業費内訳を提出しておりまして、一覧表と契約書を添付しております。

76ページをお開きください。一番左のほうが総事業費ということで1億7,658万1,000円ということで、左から2番目が事業費の負担額になっております。これを見ていただきますと、宮崎県環境整備公社としましては、工事請負変更契約を調整池の2工区を施工しました西條・戸敷・第一JVと契約しております。この契約書は後ろのほうに添付してございます。そのうち、西條・戸敷・第一に572万7,000円、それから、くいの工事をしましたケミカルグラウトに3,494

万というお金が行っております。それから、三井住友JVですけれども、5,000万円、これにつきましては、直接ケミカルグラウト(株)のほうに行っております。これも契約書が添付されております。それから、日本技術開発からは3,915万6,000円という金額がケミカルグラウトのほうに行っております。それから、日本技術開発のほうは設計・施工監理がありましたが、4,700万、これにつきましては無償で実施していただいたということでございます。矢印がそれぞれ4ありますけれども、それぞれの契約書が後ろのほうに添付されております。

それから、81ページをお開きください。基礎 地盤工事の予定価格積算に係る歩掛かり等につ いてということでございます。基礎地盤工事に つきましては、全体土工量約75万立米といいま す大規模機械土工の工事の一部でありますため、 大規模な造成土工を想定しております地域振興 整備公団の機械土工の積算基準を採用いたして おります。労務単価につきましては、平成14年 4月宮崎県土木部土木工事設計単価を採用して おります。また、間接工事費につきましては、 厚生労働省の諸経費体系で算出をしております。 資料としましては82ページですが、公社が作成 しました工事積算に伴う留意事項、これは基礎 地盤工事設計図書に添付してあったものですけ れども、これを提出しております。これが82、83 ページとなっております。

次に、84ページをお開きください。基礎地盤 工事における入札業者への説明資料等について ということで小見出しがついております。

1番目の浸出水調整池区域の入札時の造成工事の工事仕様書ということで、次のページ、85ページから102ページまで仕様書を添付しております。

それから2番目です。浸出水調整池の造成工事の入札参加業者、落札業者、予定価格及び落札価格ということで、開札調書を提出しております。103ページになります。落札は、一番下、12番目の三井・吉原・竹盛JVになっております。

それから3番目、浸出水調整池の造成工事の 完了検査の結果のわかる書類ということで、検 査調書を添付しておりまして、104ページから107 ページまで検査調書を添付しております。

4番目です。浸出水調整池の造成工事業者から浸出水調整池建設業者に引き継いだときの確認事項等に関する書類ということです。基礎地盤につきましては、地盤の施工業者から公社が引き渡しを受けた後、調整池1工区の建設業者に所管を移すということにしておりますので、このときの工事打合簿、108ページと、図面が次の109ページですが、これを提出させていただいております。

5番です。浸出水調整池の入札時の説明工法ということで、これにつきましては、入札の公告を提出させていただいております。110ページが1工区、プレキャストとか基礎とか本体という記載がございます。111ページが2工区のものでございます。

6番目、浸出水調整池工事の入札参加業者、 落札業者、予定価格及び落札価格ということで、 開札調書を提出しております。112ページ、113 ページとなっております。

7番目です。塩化物イオン除去装置の入札時の発注仕様書、塩化物イオン除去装置は焼却溶融施設の中にありますので、焼却溶融施設の発注の仕様書を提出しております。114ページから120ページまでになります。

8番目です。塩化物イオン除去施設建設工事 の入札参加業者、落札業者、予定価格及び落札 価格ということで、一番最後ですが、121ページ に開札調書を提出させていただいております。 以上でございます。

- **○宮原委員長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。
- ○長友委員 公社のほうにもたびたび出てきていただきまして、大変御足労願っております。 委員会のほうでも中間取りまとめをしなくちゃいけないという状況にもありますので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

まず、非常に基本的なことばかりでございますけれども、これは県の執行部に聞いたほうがいいかもしれませんが、県の立場というのは、公社に対しては監督権者ということでよろしいわけですね。

- **〇道久環境対策推進課長** そのとおりでございます。
- **○長友委員** 次に、市の立場でございますけれ ども、市の立場、これは公社のほうにお尋ねし たほうがいいかもしれませんが、設置許認可権 者と、こういうことでよろしゅうございますか。
- **〇田中理事長** そのとおりでございます。
- ○長友委員 それから、今の分はあれですけど、 工事関係もひっくるめまして、造成工事が行われ、管理型の処分場、埋立地ですね、それから 浸出水調整池、塩素イオンの処理装置等の工事 が行われたわけでありますけれども、それぞれ の発注者というのは、これは公社でよろしいん でしょうか。
- 〇田中理事長 公社でございます。
- **〇長友委員** また、その工法の検討・決定、これも公社でよろしいんでしょうか。
- **〇田中理事長** そのとおりでございます。
- ○長友委員 今お尋ねしました工事の代金の流 れでありますけれども、産廃処分場等につきま

しては県も金を出したと思いますし、処分場あたりは市のほうも、一般ごみも受けるということで出しているんじゃないかと。一般ごみと産廃と一緒の施設でございますので、非常に複雑な金の流れになるかと思いますけれども、造成工事、管理型処分場、浸出水調整池、脱塩素イオンの処理施設に関して、国の補助金もあると思いますけれども、それぞれ国、県、市、どういう形で出したのか、わかれば教えておいていただきたいと思います。

- ○田中理事長 今手元にありませんので、それぞれの施設ごとに分担を決めたはずでありますので、後ほど提出させていただきたいと思います。
- **〇長友委員** これは提出だけでいいと思います。
- **〇宮原委員長** 後ほど提出だけお願いします。
- ○長友委員 それから、専門家でありませんの で余りわかりませんが、設計とか施工の監理、 これはどこが行ったものでしょうか。
- **〇田中理事長** 日本技術開発株式会社でございます。
- **〇長友委員** 完工検査というのはどこが行った ものでしょうか。
- 〇田中理事長 公社でございます。
- ○長友委員 完工検査は公社が行ったと。設置 に関する許認可権者の市というのは、そういう ものの検査は行っていないんですか。
- ○田中理事長 例えば浸出調整池の基礎地盤工事につきましての検査ですけれども、監督員が立ち会ってやっておりまして、きちっと検査員が実施すべきではなかったかと考えています。 どういうことかといいますと、基礎地盤工事の業者と上の設備の設置工事は業者が違います。 そこで新たな業者が入ってくるわけでありますので、きちっとした中間検査を実施すべきであっ

たと思っています。しかもその中間検査については、公社の担当が現場立ち会いで引き渡しを受けるような形になっております。したがって、今申し上げましたように、新たな業者が参入するわけですから、きちっとした外部の検査員を導入して検査をすべきであったのではないかというふうに考えております。

○長友委員 詳しくは外部調査委員会が調査されると思いますので、そのときの結果を見たいと思います。

今後の対策についてでありますけれども、県が今、対策の基本方針に沿って解決策を図っていくと、こういうことでありますけれども、公社としてもこれにきちんと協力をして、きちんとした方向性を出していただくということでよろしいでしょうか。

〇田中理事長 委員おっしゃるとおり、そのと おり考えております。

○長友委員 公害防止協定についてでありますけれども、これに法的責任はないというお話と、もう一つは、一般的に言うと一筆入れよと、こういうことではないかと思うんですね。民事的なことでありましても、やっぱり一筆入れた書類の重みというのはあると思うんです。報道の学者の説によると、責任はあるんだという話等も出てきております。したがいまして、この公害防止協定が遵守されないと、地域住民というのはないがしろにされたと、そして不安は払拭されないという状況になります。したがいまして、今後この公害防止協定の遵守、これを履行されていかれるのかどうか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

〇宮原委員長 その前に、長友委員、基本的に この資料についてというところでよろしくお願 いをしたいと思います。今の部分、答弁される のであれば。

〇田中理事長 この間、地元対策協議会の地元 説明会を繰り返し行ってまいりまして、相当の 回数、16回になったかと思いますが、相当のお しかりとか御意見とかありまして、その中で特 に佐土原地区の地元から強かったのは、公害防 止協定の実効性の問題でありまして、公害防止 協定違反があって、通常なら、施設のストップ とか移転とか、あるいは風評被害に対する損害 というものが担保されるべきだということで、 私ども公社が行って謝って説明するだけで、何 の改善にもならないという意見が強うございま した。したがって、やはり公害防止協定の遵守 というのは大前提であると思います。今はそれ が一部協定違反になって非常に地元において は……、〔発言する者あり〕その辺の実効性の担 保について求められております。以上でござい ます。

○長友委員 あと1点だけですけれども、そこ で、この提出資料とはまた違ってきますけれど も、今の公害防止協定ですが、直下の上畑地区 というのがございますね。13~14世帯ですけれ ども、ここの方々が一番直下で、最も心配をさ れているわけです。ところが、公害防止協定と いうのは対策協議会との間に結んでおるもので すから、対策協議会に対しての説明はあってい るんですけれども、直下の地区に対しては説明 がなされていないんです。当然かもしれません けれども。そこで、その方たちが強く言われて いるのは、本当にこれは信頼を失墜したという ことで、独自に公害防止協定というのを結ばせ てもらえないかというお話がございますけれど も、これについてどう考えられるか、そのあた りをお答えいただければありがたいと思います。

〇田中理事長 過去の経緯で、3つの対策協議

会ですべて取り仕切っていただきましたので、 その点につきましては、対策協議会とも協議し てというんですか、対策協議会の現在の意見を 聞く必要があるんじゃないかと思っています。

○外山委員 外部調査委員会を立ち上げました ね。そして具体的には調査に入っておるんです が、この設置要綱を見ますと、原因究明をして いくということがありますが、ここに至った原 因を究明して、そうなった責任の所在までは全 然この要綱にはないんですけれども、外部調査 委員会はそこまで踏み込むんですか、それとも 責任の所在は全然別個にするということになっ ているんですか。

○道久環境対策推進課長 会社としての責任、 それから個人としての責任、それぞれ今後調査 してまいりたいと思います。ただ、先ほど申し 上げましたけれども、連絡調整会議で各市町村 長さんたちのお考えの中に、どこに問題があっ たのか、やはり責任追及はしっかりやってもら いたいというお声がございましたものですから、 そこらあたりにつきましては、外部調査委員会 の中でも検討をさせていただきたいというふう に考えております。

○外山委員 原因究明ができた段階で、あと、いろんな個々の対策を練っていくわけですね。 そのときに、組織の中の責任体制、どこに問題があったかということを明確にしていかないと、せっかく原因究明しても意味がないわけですよ。ですから、今、答弁がありましたように、外部調査委員会に責任の所在まですべてお願いすると、その結論をまつということでいいですね。確認でちょっと。

〇田中理事長 公社としてはそのようにさせて いただきたいと思います。

〇坂口委員 説明を受けた資料で、最初からで

すけど、まず、1ページのクローズドシステムを利用した経緯と、こういう趣旨じゃなかったんですよ。当然クローズドシステムのほうが説得しやすいからということでこの提案をして、地元からもそれがいいと言われたけど、これを詰めていく中で、クローズドシステムは成立しませんという結論がここで出てなきゃおかしいんじゃないかということ。このクローズドシステムを採用すること自体が限界を越していたんじゃないかと思うんです。

その理由というのは、例えばそれまで、まだ まだこれは歴史は短いんですけど、同規模の施 設でほかにないというところがまず1つ。なぜ ないのかというのを調査されたのかどうか。そ れから、いろんな検証がなされていますけれど も、こういった焼却灰を埋め立てる施設のとこ ろでの、この時点、平成14~15年ですね、この ときの課題というのが、焼却灰を埋めたら塩化 物イオン濃度が異常に高まっていくよというこ と、これをどうクリアするかというのは問題提 起されていたんですね。その中でいろんな試験 をやりながら、例えば宮城県の保健環境センター のホームページを見てみらんですか、焼却灰は 普通の通常の雨でぬらして浸出させるだけでも 1万8,000まで上がりますよ。焼却灰を新たに入 れていくたびにイオン濃度は上がるんですよと いうのももう検証されているんです。だから、 クローズドはもう限界ですよということがわ かっていてなぜクローズドに持っていったのと いう、ここを解明しなきゃ責任の所在は出てこ ないよと。これを採用したところに一つ問題が あるよというのをこれまでずっと言い続けてい るんです。これは今答え切らないでしょうから、 それはまた今後の参考にしていただくというこ と。

それから、飛灰と焼却灰、残渣ですね、これの由来濃度というのは、はるかに飛灰が多いと思うんですよ、イオンがどちらに由来しているかというと。そうなると、焼却炉の中で当然、空気中に拡散するのを防止するための膜でそこに残渣がたまると思うんです。こういうものをまたそこに持ち込まなきゃだめなわけでしょう。これはイオンの塊ですよね。こういうものも入れること。そこで当然限界が見えたと思うから、基本からこの計画はやり直しですよ。そこをやらないといいものができないということ。

それから、次の5ページの漏水ですね、漏水 にしても、これはもっともらしい理屈なんです けれども、オープンだから水圧がかからないこ とで、通常1気圧前後で設計をやっていたから こういうことになったというけど、そうじゃな いんです。土の中に入れた管が、継ぎ手が外れ るということは、常識的に少々の水圧で外れる ということはあり得ないんです。今の2番目の 修正された説明でも、思わぬ圧力がかかったか ら継ぎ手の部分が外れたり、マンホールから漏 水したんですよという説明だったんですけど、 ごく簡単なのは、そこらの道端に生えている草 を抜いてみらんですか。抜けないでしょう、根 が切れて。あれは、土の中にあるものと周りの 土との摩擦によって動かないんです。だから、 パイプを締めていてこれが抜けているというこ とは、その時点で土が動いて水を通すまでに外 れていたということを想定することが、僕は間 違いないと思うんです。だから、もう既にそこ の地盤は緩んで、滑動なり円弧すべりの現象が あらわれつつあるから外れた。よく車を洗った りいろんな作業をすると思うんですけど、水を まいたり、小さいホースでやりますね。そこに 何か泥でもぽこっと乗っかったら、抜けんでしょ う。それをああいった大径管を土中に埋めて1 メーター以上のかぶりがあるんですよ。その中で大した水圧もかからないのに器用にそのパイプだけが抜けますか。土と一緒に動かしていたんですよ。そう考えてやらないと、これは多分設定が間違っていると思うんです。まず調査の設定が。だから、心もとないんですね、こんなことで調査委員会に投げられても。これももう一回やり直してほしいと思うんです。

現場を調査した結果、ここに出たけど、どんな調査をされたのか。常識的に考えられないです。土の中に埋められたものが、パイプだけがちょっとした圧力がかかってすっと動くなんて。土と一緒に動いたと考えたほうが僕は理解しやすいですね。常識的だと思うんです。だから、もともとが限界を越していることをやっているんですよ、限界を越していること。それで安心できて頼めないということですね。時間がないから、これも簡単にいきますけど。

それから、造成工事、いろんな監理の発注の 仕方というのが来たんですけど、1億7,000万余 りの金がかかった。その中の3,900万を公社は西 條に発注したんですか。実際はケミカルグラウ トという会社がやる。当然だと思うんですよ、 深礎ぐいなんていうのはグラウト注入の仕事で すから。グラウトを注入していって、亀裂もグ ラウトで恐らくやったと思うんです。薬注か、 グラウトか、モルタルかですね。これは専門工 事です。

そこで問題なのは、これは設計変更で応じられていますね、金額の契約変更で。設計変更というものに県のルールの中で、物をつくっていて、深礎ぐいを打ち込んでそこにモルタルなりあるいはそれにかわるような骨材を流し込んでいって支える工事と、亀裂を埋め合わせたり目

地を詰めたりする工事、これは全く工事の性格 が違うから、分離して新たに工区を設定してこ ういう仕事で発注されるべきだと思うんです。

そこに発注されたとなると、最大限譲っても、 まず、西條組というところがそういった工事の 技術者と経験を持っていて、しかも入札せずに やったとしたら、契約した金額は、それを設計 計上した予定価格の同じ落札率、ですから、こ れは8割ぐらいですね――でないとだめですよ ね、変更契約だったら。だから、この工事はど んな積算をされたのか、予定価格が幾らになっ たのか。西條組が実際やったときには予定価格 の何%で契約しているのか。その見積もった金 額をこのパーセントに合わせることと、それか ら、西條組に専門性を持った資格がしっかりあ る。当然そういう工事が出れば指名に入れても らえるだけの県の業者選定基準に合致している か、この2つを満たしていないと、随契で変更 契約で設計変更でやったということは、契約の 問題上、地方自治法あるいは県の財務規則上、 問題がないかどうかということですね。ひょっ としたら、見積もり金額というのは、随契でやっ ていれば2割ぐらい高い金額でそこと契約した ということになるんですよ。変更契約のときは 必ずその落札率ですよ。標準単価と標準歩掛か りでやったら、それは過剰なお金を支払ってい た。これは何ぼでやられているかわからなくて 言っているんですよ。でも、その前に、これは やっぱり全く違う工事で発注すべきじゃなかっ たのかというのを、いろんなルールと照らし合 わせてやっていくべき。そして責任を明確にす べき。

そして、施工監理業務ですけど、重点監理方式、これ自体がちょっと問題だったんです。常 駐監理方式じゃないと。金額から見たときにな

るほどなと思うんだけど、実際施工に入ってか らも出している現場の技術者がしれてますよね。 これだけの人間で十何工区にわたった監理をや れるわけがないですよ。だから、なぜ、あえて 重点監理方式を取り入れたのかということ。そ れから、出面を見ても、肝心な検査とか確認と いうのはできるような出面は出てないですね、 これだけのことで、あの現場の進捗から見て。 通常だとこんなのを重点監理で本当にやるのか なというのと、重点監理でいけるのという指摘 なんかは本当にあったのかどうか。僕はこうい うことを今度の調査委員会というのは調査して いくのかなと思っていたけど、何かそこらが全 然違いますものね、今の説明を聞いたけど。こ れは問題提起だけしておきます。きょうは答弁 できないでしょうから。

それから、土工事の75万立米のは宮崎県の土 木設計単価を用いたと。それから、厚生労働省 の諸経費体系で算出したということは、全く通 常の公共工事と同じ規格になっているというこ とですね、工事の手順から検査の規格値からマ ニュアルから。この2つをとったということは、 土木部が発注する工事と同じような施工過程を 踏まないとだめですよ。それであなたは何ぼで やりますかという条件のもとで入札をしたとい うことになっているけど、こんなものが欲しかっ たんじゃなかったんです。何度も言うように、 あそこの工事を一体どんなぐあいにしてやって きたんですかと。これをとっていれば、例えば 切り土ののり面を20度以上に起こしてはいけま せんよとか、15度以上あったときはここに階段 をつくりなさいよとか、一回入れる土の量は30 センチを超してはだめですよ、それを押さえて85 %以下に体積が減るようにしなさいよとか、そ ういうややこしい手順を踏まえて初めてこの単

価で契約できるんです。そういうものがなされていたのかなされていなかったのか。なされていなかったからパイプが抜けるようなことが起こったんだろうなと思って、それを何度も聞いていますね。誠意をもって答えると言われるけど、いまだにその答えは出てこない。全部を挙げて協力しながらやっていくんだと言うけど、こういったものをどう答えればいいかという相談をいまだに土木部ともやられていないということの証しだと思うんです。

それから、いろんな検査の資料を出していた だいて、まだ見ていないんですけど、とにかく 調整池エリアを引き渡したときに、引き渡しま した、引き受けましたの資料を提出してもらっ たんですね。このときに、何度も言っているよ うに、これは松本組だったですか、ボーリング をやっていますね。ボーリングをやったという ことは、通常はボーリングなんてお金がかかる から、次の調整池をつくる、箱物をやる人たち は、そのお金は発注者からもらってないからボー リングなんてやらないんです。やるということ は、恐らく、現場に行ったらゆさゆさ揺れたと か、その工事を見ていて、こんなところにうち が請け負ってつくったらうちの責任になるよ、 壊れるよということで、わざわざあえて掘って、 こういう証拠資料がありますよ、あなた方はこ の上にうちの仕事をさせるの、これであえてや れと言えば一筆書いてくれ、そうでなければ壊 れたってうちの責任は回避できるようにしっか り担保してくれということがあったと思うんで すよ、ここで。だから、そういうものをしっか り見つけてくださいと理事長には言っていたん ですね。そういうものが出てこないと次に進め ないですよ。だから、そういうことをもう一回 徹底してやってほしい。これがなかったらおか しいです。なければ業者が持っていますよ、自 分を守るために。

それから、これはちょっと教えてほしいんですけど、飛灰由来と残りの廃棄物を埋め立てた 廃棄物由来で、イオン濃度というのは、大方が 飛灰の部分と理解していいんですか。

〇野﨑参事 お答えいたします。

埋立物のうちイオン濃度に関係するのは、今 おっしゃったように、飛灰が主な要因だという ことで、焼却残渣の場合は、焼却灰をさらに高 温度で溶融いたしますので、その中に含まれる イオン塩化物は低いということで確認しており ます。

○坂口委員 とにかく飛灰と主灰とからしたら、 大方は飛灰が持っているイオンが浸出していき ますということと、それから、先ほどの溶融炉 での空中拡散を防止するために、そこで集じん のネットなりそういった施設があるけれども、 そこにたまる高い濃度のイオンを含んだ灰を最 終埋立地に持っていって、点検時にそれをとっ たものはそこに捨てていますというシステムで いいんですね。

〇野﨑参事 そのとおりでございます。

○坂口委員 そうなったときに、さっきも言いましたように1万8,000万ぐらいに達することで、今までの埋立処分場、焼却施設はこれを見過ごしていたと、今後大きい課題だということは、既にその当時わかっていたですね。けれども、設計当初からわかっていたときに3,000しか想定されていないですね。そして、それに何ら手を加える必要はないということで3,000で出すことを想定しての設計ですね。だから、なぜそこに3,000を持ってきたのか。それも先ほどのように、クローズドシステムに持っていくために無理してそれにしなければ、この施設はクロー

ズドでは成り立たないんですということを証明 されることにつながるから、あえて3,000に持っ ていったのか。それとも、それぐらいに知見の 乏しい人があの設計をやったのか、そこらです よ。もう既にそういったことが問題提起されて いたんですから。宮城県の保健環境センター年 報2006年の第24号に既にそういうことを書いて いるんです。大体4カ月間ぐらいはずっと濃度 が上がっていくということです。だけど、4カ 月はずっと繰り返すわけですから、それはずっ と上がっていって今の時点で1万8,000ぐらいに 来て、これは大問題だと、今後どうしようかと いうのを提起しているんです。だから、なぜあ れをあえて3,000で設計数値にしなければいけな かったのかということをしっかりやっていかな いと、市町村が怒っているのは、これはなるべ くしてなったことじゃないかと。なさせること に導いた人が責任をとって金を出すべきだと。 おれらは出さないよと、そう怒っているんです。 だから、そこまでいかないとこれはできないで すよ。これは答弁はいいですけど、今のをしっ かり今後やってほしいということで。

○宮原委員長 答弁は要らないそうですから、 しっかりとそこの部分はやっておいてほしいと 思います。ほかにありませんか。

○満行委員 幾つも疑問がわくんですけれども、とりあえずは、インデックスの 5、第 3 水槽の補強工事の費用負担、契約と内容についての裏の表ですね、1億7,600万の総事業費、事業費負担、事業費内訳、どう見ても理解できない。この契約のあり方というのは見ていると頭が痛くなって、何だろうかなと思うんですけれども、公社理事長としてこのお金の流れというのをどう理解されているのか、確認をしたいと思うんです。

○田中理事長 3社の変状協定に基づいて、そ の結果、こういった負担割合になって、その負 担割合に基づいて……、前回の委員会のときは グラウトが入っているのをちょっとわかりませ んで、坂口委員の御指摘で調べてみましたとこ ろ、それがわかったわけです。公社としても、 第3水槽のみを工事して、なおかつ、なぜこう いうふうな負担割合とかあるいは元請・下請の 関係になったのか、きちっと調べてみたいと思 います。予算執行も含めて、何というんですか、 ちょっと理解できない面があるものですから、 もう少し精査させていただきたいと思います。 ○満行委員 変更契約書とありますけれども、 これは我々の常識からすると全くあり得んよう な金の流れになっていると思うんです。今の理 事長のお答えは、そういうことも含めて認識が 大体合っているので、もっと調査をしたいとい うふうに認識を持っていらっしゃるんですか。 〇田中理事長 実施設計・施工監理した日本技 術の話によりますと、第3補強工事については、 ケミカルグラウト程度の業者でないとできない。 逆に言えば、西條・戸敷・第一JVでは到底工 事ができない。それでわざわざこのケミカルグ ラウトを個人的なつながりで持ってきて、鹿島 の系統の業者ですが、それで実施したというこ

○満行委員 ぜひ究明してほしいと思います。 あと、もう一つ、部長にお尋ねしたいんです。 確認ですね、これも。きょうの資料の6ページ に外部調査委員会設置要綱というのが載ってい ます。先ほど外山委員から確認がありましたけ れども、幾つも我々としては疑問がある。なか なか解明されていませんね。緑の表紙の一番最 初に未提出資料というのがあります。協議書、 指示書、質疑書、その他の記録がない。だれの

とを聞いております。

責任かというその関連の資料がないということもありますし、今、私が申し上げましたお金の負担、契約後の流れ、これも非常に不透明。そういうこともあって、そういうこともこの外部調査委員会で調査してもらうというふうに思っていたんですけど、先ほど外山委員は公社理事長のほうに確認されましたけれども、部長にお尋ねしたいんですが、この設置要綱の所管の所掌事務ですね、その中に責任の所在の究明とか検証という文字がないんです。ここでぜひ部長の見解を聞きたいんですけれども、この外部調査委員会は、責任所在の文言は入っていませんけれども、その究明も行うというふうに私たちは理解をしているんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○高柳環境森林部長 これは予算執行に係る意思決定、こういったものも含めて原因を究明していかないとわからないと思っていますので、すべてのそういった段階ごとの手続についても究明をしていきたいというふうに考えております。

○満行委員 県としてやっていかれるのはわかるんですが、その大きな一つとして外部調査委員会での調査を求めるということでいいんでしょうか。

○高柳環境森林部長 事務局といいますか── 調べたものについては、これはすべて外部調査 委員会のほうにも検証していただくということ で基本的には考えております。

○満行委員 外部調査委員会から責任所在の 云々かんぬんという報告書はもらうと。コメン トの入った報告書をもらうというふうに理解し ておけばいいですか。

○高柳環境森林部長 調査結果――やらないと わからない部分はありますが、当然そういうこ とが含まれておれば、そういうことも含めた形で外部調査委員会のほうの報告の中で触れていただきたいというふうに考えております。

○満行委員 これは第三者機関なので我々は期待をしているわけです。県も当事者、公社も当事者なので、内部調査の限界もあるのかなと。 先ほど言った明らかになっていない資料の存在とか、第3水槽の改修の問題とか、いろいろとわからない。だから、第三者委員会が第三者的に報告書をつくってもらう。その中には当然そういった責任の所在というのをしっかりと報告をもらう。外部調査委員会ではその役割も担っているというふうに理解してよろしいですね。

○高柳環境森林部長 そのように考えておりま す。

○松田委員 ちょっと関連するんですが、きょういただきました資料の中で、環境農林水産常任委員会資料、こちらのエコクリーンプラザ問題対策関係組織図の中で、外部調査委員会、それの調査の目的の3つの点のうちに、原因とか責任の追及という文言がなかったものですから、そこの部分を聞こうと思ったんですが、今の部長の回答の中に、ここには文言として出ていないけれども、原因あるいは責任の追及も含めてこの調査委員会は動くということを再度確認いたしますが、よろしいですか。

○高柳環境森林部長 原因究明等については徹底的にやるということは、知事も公の場で言っておりますので、そのようにやっていきたいというふうに考えております。

○松田委員 では、理事長にお伺いをいたします。きのうの報道でも一番問題になっている調整池、こちらのほうの工事の前途が立たないという報道に私はショックを受けたんですが、工法、工事費等再検討というようなコメントをし

ていらっしゃいました。きのうの時点で再検討 ということですが、きょう時点どのように動い ていらっしゃいますでしょうか。

○田中理事長 当初、公社のほうでいろいろ計画していた時期と、今こういうふうに公表されてから、今の工法で大丈夫か、第3水槽の強度も含めていろいろ議論がされておりますので、そういったことを含めて、工法あるいは金額について再検討する必要があるだろうということで申し上げました。

〇松田委員 知事も、台風前にどんげかせない かんということで腰を上げられたんですが、そ れはいつぐらいまでとか、めどは立てていらっ しゃいますでしょうか。

○田中理事長 公社として県あるいは関係市町村といろいろ協議しながら、知事がおっしゃっているように早目にしてほしいし、我々もそのように頑張りたいと思っております。

○松田委員 最大限の努力をしてくださるという認識でよろしいでしょうか。

○田中理事長 そのように全力で頑張りたいと 思います。

○松田委員 あと、市民のほうからのお声なんですけれども、今回プレキャスト工法を採用したに当たっての資料が残っていないという報道もありましたし、それ以外に、施工着工当時の資料等がないということを聞いたんですが、そういうのは事実ございますか。

〇田中理事長 県のほうでも説明しましたけれども、公社のほうで要求された、あるいは十分でなかった、理解できなかった部分もあるかもしれませんが、今申し上げたような例えばプレキャスト構造について、どのように比較しているいろ検討してそれを採用するかと、そういった協議書とか議事簿というんでしょうか、要す

るに意思決定の書類はありません。それは事実 でございます。通常私どもとしては考えられな いことだと思っています。そういうことも含め て外部調査委員会で徹底的にその辺について明 らかにしていただきたいというふうに思ってお ります。

〇松田委員 資料がないということですが、それは公社の中に存在していないのか、それとも外部に持ち出してどこかにあるのか、どういうふうな御認識でございましょうか。

〇田中理事長 いろんな推測がされると思いますが、わかりません。

〇松田委員 その部分も外部調査委員会に委ねる、その範疇に入っているということでよろしいですね。

〇田中理事長 当然そこをさせていただかなければ、本当の原因の究明はできないと思っております。

○松田委員 どうしても当時の資料がない。特に大事な意思決定に関するものがないということになれば、当時の担当の方というのが一番大事なキーマンになるかと思います。毎回毎回公社のほうから6人の方がお越しいただいておりますけれども、きょういただいたこの資料の中で、当初から2年ぐらいにわたってこれに関係していらっしゃる方、例えば技監ですとか参事兼建設課長とか、幾人かの継続してこの事業を担当していらっしゃる方のお名前が見受けられます。これは要望になるんですけれども、次回また公社の方々、理事長以下お越しいただくときは、そういった当時の担当者もぜひお招きをいただきたい、このように思います。以上で終わります。

○坂口委員 関連してですけど、前に蓬原委員からも、バリューエンジニアリングをやったの

かどうかということに関連して要求があったけ ど、二通りあると思うんです。協議しながら意 思決定やっていくのと、それから、あれだけの 設計屋さんですから、設計屋以上に知見を持っ ているというのは、常識的には発注部署にはい ないわけですから、どうしてもコンサル先行型 になりますよね。提案型。そこで比較をせんと いかんようなもの、例えば今のようなプレキャ ストというのは、社会的にプレキャストが一番 丈夫で安くあがるということで、当然最初から 入れる工法ですね。ではなくて、どちらがいい でしょうかと。あるいはうちはこれにしました と。それにはこれだけのものを比較してきまし たと。そして、こういう理由でこの現場に一番 ふさわしいと思ってこれを採択しましたという 設計比較表というのが、業者が出す設計書のほ かに報告書というのが必ずついているんですよ。 設計書の一番後ろに報告書を入れるようになっ ているんです。設計時点での。それを見られる と。それは残っていると思うんです。それが残っ ていなければ、業者さんに言えば、業者さんは それは保存しなきゃならんから残しています。 そういったのは常識的に3部ぐらいつくります から、まず公社に1つはあると思うんです。県 にもなければおかしいです。それから市も持っ ているかもわからない。この設計書の中の報告 書、コンサルタントの報告書という中にかなり な部分は答えられるものがしっかりうたってあ ると思うんです。協議をだれとだれがやったか というそれはないかもわからんし、実際そうい うものをつくってないかもわからんです。でな いと今のは何か、証拠書類が意図的に処分され た、隠されたというようなぐあいに感じがち。 なければないものがないと感じるけど、それは あるんですよ。だから、もしどうしてもなけれ ば設計書の一番後ろの袋の中に入っている可能性があるんです。報告書。それをもう一回調べられたほうがいいと思うんです。

○野辺委員 さっきの松田委員にも関係しますが、補強工事を見直すということでしょうか。 これはやはり外部調査委員会の原因究明ができた後に工法検討して発注するということになるんでしょうか。

〇田中理事長 そういう点については、この時 点で公社だけで決められる問題ではございませ んけれども、公社としては、並行してというよ り、安心・安全のために一日も早く工事をして いただきたいと思っているんです。その他の原 因とか責任の問題については、並行してさせて いただければなと思っています。

〇野辺委員 これはちょっと時間がかかるということになれば、その間の対応については特段 どういう形で進められるわけですか。

〇田中理事長 これもまた公社だけで決められる問題ではございませんけれども、公社としましては、来年度の予算編成が終わっておりますので、当初私ども考えておりましたのは、公社で市中銀行から借り入れて当面の工事費を出して、そして工事を行って、その後、県及び11市町村に相応の負担をお願いするということでずっと考えてまいりました。今でもその方法もまだ生きていると思いますので、県あるいは11市町村と協議しながら、それが可能かも含めて進めてまいりたいと思います。

〇野辺委員 ちょっと別の問題ですが、宮崎市が許認可の許可権者ということですね。この決裁については、もちろん宮崎市のほうで、公社とは関係なくずっとやられてきたということで理解していいんでしょうか。宮崎市のほうで。

〇田中理事長 済みません、ちょっと質問が。

○野辺委員 許認可の決裁ですね、これは宮崎市のほうで公社とは別な立場で決裁がなされてきたということで理解していいんですか。

〇田中理事長 公社の実績に基づいて市の判断 で設置認可等はされております。

〇野辺委員 そういうことになると、やはり報道で出ておりますように、市には何ら責任ないというのについては、ちょっと疑問に思うんですが、その辺のことについてもし理事長としてコメントがあれば。

〇田中理事長 昨日、市の市民経済委員会があ りまして、最初からその質問でありました。す べて県のほうに責任があるというふうな論調の 質問がずっと続いたのは事実でございます。そ れで、私がお答えしましたのは、公社というの は独立の組織ではありますが、その職員はプロ パーがやっているわけではありませんで、すべ て県と市の派遣職員でやっております。実際、 調整池についても、決裁の区分は別にして、土 木の担当の方が3人いらっしゃって、そのうち 市の方が2人、それから県が1人、最初から建 設も担い、その後も仕事の実務にタッチされて おる。しかも窓口の派遣職員ですから、そういっ た実態について全然知らないということは不自 然だということでしか言いませんでしたけれど も、逆に言えば、一番熟知されているというふ うに私は思います。ただ、どの段階、どのレベ ルまできちっと周知がされているかわかりませ んけれども、組織全体として周知されていない ということはないと思っております。

○蓬原委員 確認ですが、後は外部調査委員会の調査に委ねて、その報告がどういうことが上がってくるかということを私どもは見守るしかないのかなというふうに思っておりますが、今、責任の所在をどうするんだというふうな意見も

あったようです。また坂口委員から、その設計 のあり方等についても意見が出ておりますが、 これに携わってきた日本技術開発さんを初めと する設計・施工、この方たちもこの外部調査委 員会には参考人として呼んで、そのいきさつ等 について当然調査するというふうに考えていい んでしょうか。

○道久環境対策推進課長 どういう形で御協力 を求めるのか、今のところは定まっておりませ んけれども、委員の先生と協議しながら、必要 であるというふうに判断すれば、御協力をお願いするという形で進めてまいりたいと考えております。

○蓬原委員 そういうことで結構ですが、今の お話からちょっと感じたことがあるんですが、 宮崎県内の廃棄物の処理をどうするんだという 全県的に見回したときに、私ども宮崎市以外の 地域に住む者としては、責任のなすりつけ合い をやっておられるんですが、その恩恵を受けて いない地域の人間からすれば、ある種の憤りに 似たものも感じます。そういう声も私どもの地 元ではあるわけでありまして、これは責任のな すりつけ合いをする状況ではないというふうに 感じておりまして、意見として申し上げておき たいと思いますが、そもそもこの環境整備公社 なるものを県が関与してつくって、そして11市 町村――ほかの県南、県西、県北は全然恩恵を 受けていないわけですから、つくることになっ たそもそものスタートというのは、これはどこ から始まったんですか。

○道久環境対策推進課長 4月21日の当初の常任委員会のときの資料として御提出申し上げたんですけれども、経緯としましては、昭和62年8月から平成5年9月までの間に、宮崎市ほか市町村のほうから、公共関与による産業廃棄物

処理施設の設置要望が出されました。そうしまして、平成7年3月にこの財団法人宮崎県環境整備公社が設立されたんですけれども……、済みません、ちょっとお待ちください。失礼しました。設立されまして、その後、県内全域の産業廃棄物と県央の当時の14市町村の一般廃棄物を一緒にするということで、最終的にこの施設をつくったということでございます。ですから、もちろん委員おっしゃいますように、直接的には一般ごみということで11市町村に限られるのかもしれませんけれども、産業廃棄物に限りましては、県下全市町村の廃棄物を処理するということで御理解をいただきたいと思います。

○蓬原委員 念のために、そもそもは設置要望があってつくったということですね、一般廃棄物について。産業廃棄物については、これは県の関与ですから、全県を対象にしたということですが、その搬入量というか、もし今わかれば、全県的にはどの程度なのか。

○道久環境対策推進課長 これはまだ18年度実績でしか把握いたしておりませんけれども、エコクリーンプラザみやざきにつきましては、全体で15万9,900トンぐらい処理しているんですけれども、そのうち産業廃棄物は4.6%を占めております。以上でございます。

○蓬原委員 その4.6%というのは……。私が言っているのは、産業廃棄物は全県ということでおつくりになったということですから、県央と県南、県西、県北を比較したときにその搬入量はどうですか、わかっていれば教えてくださいということ。

〇道久環境対策推進課長 申しわけございません。そちらのほうにつきましては、市町村別の 資料は持ち合わせておりませんので、ございま したら、後ほど提出させていただきたいと思い ます。

○蓬原委員 基本的には外部調査委員会の報告をまつということですから、きょうは資料要求はしませんが、次の議会開会中の委員会もありますから、そのときでも結構ですから、お出しください。以上です。

○坂口委員 3点ほど。1つは、さっきの西條 に発注した3,900万何がしかの補修工事ですね、 これの原資は公社はどこから出しているんです か。どこにその金があったんですか。

〇田中理事長 17年度の工事なんですが、17年度の当初予算におきましては、工事費、これは建設仮勘定で計上しておったんですけれども、総額17億9,196万円でございます。その範囲内で工事を行っております。結果的には、その範囲内で工事を行った後も決算時には8億程度の減額をしております。

○坂口委員 これは修理に出せる金ですか。当 初予算ではそれは予定していないんじゃないですか。約18億弱のその中からは出せないと思うんです。というのが、17年度になりますね、17年度予算というのは、まだこのときは公共事業ですね、県単じゃないですよね。課長でもいいんですけど、今の17億9,100万円という17年度の当初予算というのは、公共事業として計上した予算なのか、それとも県と市町村の単費でやった17年度の予算なのか。どうなるんですか。

○道久環境対策推進課長 産業廃棄物関係につきましては、県のほうの建設基金とか公社の借り入れ等とかこちらのほうで処理されている金額だというふうに考えております。

○坂口委員 純粋に自己完結で返済していく部分になるのか、それとも、これは初期の計画ですね、380億かの。それは補助公共として県費、市費、借入金で賄った事業と思うんです。それ

らの中から年次的にその計画の中で18億弱が組 まれていれば、それは補助金……。というのは 会計検査院云々というのがあったでしょう。そ こらの心配を一つしているのと、そこから出せ ば当然、この修理をしたということを、できれ ばわからないままいきたいというのが見えるも のだから、完成検査のとき、会計検査院の指摘 になるようなところからこの金が果たして計上 できたのか。全く別個のところから、簿外から 持ってきて修理しないとちょっとこれはきつい んじゃないかと。市町村も知らなかったわけで しょう、ここに1億8,000万ぐらいかけられてい たということを。だから、どこにあったお金を どういうぐあいにまずは3,900万出したのか。こ こから単純に本当に出せたのか。出せたとなれ ば市町村もがたがた言う筋合いじゃないですね。 予算・決算をしっかりその後やってきているん ですから。決算を承認しているでしょうから。 予算・決算に出る中のお金、特に会計検査院が 今回目をつけて来たということで、そこらに心 配を含むようなお金から出ていたのか、それと もそれの心配のないところから出ていたのかと いうのをちょっと知りたいなと思って。ここで 答えられないですかね。

○野崎参事 まず、補助対象外の該当になりますが、設計内容と当時の予算担当に聞いたところは、補助対象外としてこの工事は扱っておりますということでした。それから、各市町村については、建設当時の建設案分に従って産廃及び各市町村の工事負担としての分担をやったと。いわゆる調整池の各市町村の負担割合があるわけですが、それに従って各市町村に費用の案分をお願いしたということで聞いております。

○坂口委員 少なくとも市町村は、こういうことがその時点で起こって、公社が3,900万出しま

したということは知っている立場にあるということでいいんですね。

〇田中理事長 お答えになるかどうかわかりませんが、工事費としてその年度は建設仮勘定で17億9,196万予算を組んでおります。その予算の範囲内で変更契約を行うということで理事会には説明をしております。市町村まではどうかわかりませんが、したがって、こういった案件については、施設の運営あるいは建設の上でという面で大きな問題でありましたので、当然理事会にも説明する必要があったのではないかと思います。

〇坂口委員 それから、次に、今、地盤工事の 問題点ばかりずっとやってきたんですけど、さっ きからプレキャストの話がちょっと出たけど、 もともとプレキャストというのは、今の工法の 中では一番いい工法の一つになっていますね。 品質も均一的に確保できるし、コストも安いし ということで。これに果たして当時の3ミリか ら、何ミリだったですか、3ミリから16ミリぐ らいは当時沈んだんですか。それぐらいの不等 沈下で、水張りを1回やっただけであれだけの 亀裂が入るということ自体、もうちょっと念を 入れなきゃいけないんだなと思うんですけれど も、地盤がしつかりしていたときに水張りをし て、池自体は何ら問題ないだけの品質、強度が 確保されているというようなことは、これまで 再点検みたいに念を入れることをやってきてい るんですか。

〇田中理事長 確認していませんが、していないはずだと思います。

○坂口委員 プレキャストというのは言ったように理屈ではいい工法なんです。だから、そんなに簡単にという疑問もあるんだけど、問題はプレキャストの、緊張でぎゅっと締め切れるだ

けの技術とそれだけの資格者を持っているかど うか。マージャンやっていてパイをぽんと乗っ けるようなものですから、つながっていないも のをぎちっと。マージャンパイはうまい人がや るとぽんぽん、僕らがやるとがしゃっといきま す。あの違いがあるわけですね、施工する人に。 そこのところが全然出てきていないですね、原 因究明、究明と言いながら。それをやっていか ないと、しっかりしたものをやって今度は上だ けでもとうとしたとき、上がいかれるというこ とにもなりかねないから、そこらもやっぱり今 後点検していかないといけないと思うんです。 さっきの専門家の調査で心配するのは、コンク リートとかそういった基礎工学の専門家ではあ るけど、現場の専門家が入っていないというと ころがですね。問題は現場なんですよ。現場で しっかりしたものを、基礎でしっかりした資料 を提出してもらって、その資料を現場に生かせ る技術者と技術力があるかどうか、誠意がある かということだと思うんです。だから、そこら も一回点検しないと漏れている部分だなと。池 自体がどうだったのというのも。

ちょっと聞きにくいことなんですけど、もう一つは、さっき言ったように、常識的には、その施設を使い続ければ、そこから出る浸出水のイオン濃度なり、あるいは金属の濃度なりは高まっていくことが当然ですね。最初から分離されたイオンがさっと流れるんじゃなくて、不安定になった化合物が流れてくるわけですから、流せば流すほど前の分も、累積残というんですか、残が残りながら新たなものが累積されていくということで、上がってこなきゃいかんのに、せんだっての資料では、一たん1万2,000ぐらい上がって、また6,500とか下がっていましたね、イオン濃度が。これは、例えばですけど、こう

いうことをするというのは、一切灰をとめるか、 完全にイオンを除去したものをそこに持ってい くか。イオン自体が流れ出ないように細工した もの、固形化してセメントで固めたりして入れ るしか常識的には考えられないけど、下がって きているんですね、イオン濃度は、あそこは。 となると、水じゃないんですけど、どこかに焼 却灰を持っていったんじゃないかとか、飛灰を どこかに持っていってほかで処理しているん じゃないかというようなことも考えられないで もないんです。あそこから焼却灰なり飛灰なり を持ち出したということはないんですか。確実 に処分場にいけているんですか。

〇野﨑参事 お答えいたします。

飛灰とかの場外搬出は基本的に行っておりま せん。塩化物イオン濃度が一時期下がったりし ておりまして、また4月は上昇したわけですが、 それ以上に濃いのが出るおそれがないのかとい うことに関して、現状は、これ以上塩化物の浸 出水を出さないために、飛灰の処理したもので すが――キレート処理とかそういうのをするわ けですが、飛灰をフレコンバックというものに 入れまして、できるだけ雨に、浸透した水にぬ らさないということで、現時点ではそういう対 策をしております。当初はそういう触れさせな いという方式ではなくて、埋めて洗い出しをす るということだったんですが、台風後の濃度が 急上昇してきたという過程で、緊急対策として フレコンバックを利用した埋め立て、それから キャッピングをして現在に至っているというこ とが現状でございます。

○坂口委員 2つ、3つ問題点があると思うんです。1つには、それをそのように今後固定して外に出ないようにずっとやっていくといったって、これも経歴を持たないんですね。それ

から、キレート処理をしたというけど、キレー ト処理をすればなおさら、早くイオン濃度を下 げるために、埋立地のイオン濃度を下げて極力 それが累積しないようにするためには、キレー ト処理されているとくっついて離れづらいです ね。もう一回焼いてしまうか、時間をかけなが らなるだけ健康な状態に灰を戻していくかで、 後処理によけいな労力を使うことになりはしな いかということで、その安易な方法というのは ちょっと慎重さを欠いているなと思うんです。 本当にそんなことを言っていると、キャッピン グ方式であそこを大型ドームみたいな、野球が 4チームぐらいできるような工事をやらなきゃ ならんようになりますよ。だから、やっぱりそ こらはもうちょっと慎重性……。だれが見たっ て、下がってくれば、焼却灰をどこかに持って いって隠しているなとか、あるいは山に捨てて いるんじゃないかという疑問も出ますよ。今度 はそういうことをやっているんだといったら、 じゃ、次の処理は何を考えているの、それに何 ぼ投資が要るの、何年後にその技術はできるの ということになるから、小手先、小手先では僕 はだめと思うんです。そんなことも相談できる ような調査委員会なり検討会じゃないと。これ も環境の先生1人だけで大丈夫かなというよう な感じもある。だから、この人たちには、この 点はわかりません、ギブアップですというのは 正直に言わせて、どうすればいいでしょうかと いうものも検討委員会は検討していただくとい うことにしておかないと、ここから知恵は出て こないような気がする。

○長友委員 梅雨の時期になっております。それから、台風等での大雨も心配されるわけです。 いまだに第1・第2水槽のところあたりは使えない状況でありますし、第3水槽のみと。ブルー シート等を張りながら今対応されているわけですけれども、雨が少なければ幸いですけれども、 多いということになってきますと対応できないだろうから、きょう、例の外部の専門員の先生も既に行かれて調査に入られたということだと思うんです。対策を講じようと。やっぱり地元住民としましては、一回漏れ出しておりますから、非常に心配しておりますので、とにかくまず、修理に入るのがおくれるでしょうから、ことしの対策というのを最優先にやっていただきたいと。今の問題というのは重要な、非常に大きな問題になりますので、どうなるかなと思って私は心配したわけですけれども、お願いしたいと思います。

それから、防災調整池の底質の検査はされていますけれども、防災調整池の水自体の調査というのはしなくていいんでしょうか――それは義務づけられているわけですね。そうしないと、地元住民の人が、この前も言いましたように、そこの池の水を早期水稲等に引いたわけですね。それで、当然あの構造からいいまして、配水管等から漏れたという時点で池の中に入っただろうということは想定されますので、そこもしっかりやっておいてもらわないと、後々の風評被害等にもつながってきますし、これはぜひとも、義務づけられているのであればいるでしっかり調べていただきたいと、こういうように思います。

〇道久環境対策推進課長 先ほどの蓬原委員の 産業廃棄物の市町村ごとの把握という点につい て御報告させていただきます。

産業廃棄物につきましては、持ち込んだ事業 者の所在地は把握しているところですけれども、 いわゆる排出されたところ、排出された事業所 の所在地は把握していないということでござい ますので、御了解いただきたいと思います。

それから、もう一点、申しわけございません。 1つだけ訂正させていただきたいと思います。 当初の説明で、私、京都のクリーンセンターと の違いの中で、京都は除じん飛灰のみ溶解で、 エコクリーンプラザのほうは除じん飛灰ばかり でなく焼却灰の溶融もというふうに申し上げる ところを、焼却炉の溶融もというふうに申し上 げたみたいでございます。申しわけございませ ん。御訂正方よろしくお願いいたします。

〇宮原委員長 ここで委員の皆さんにお諮りしますが、予定した時間が近づいておりますので、このまま延長してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、延長させていただきます。

○蓬原委員 産廃の件ですが、事業者の持ち込 みしかわからんということですが、事業者の収 集エリアからある程度類推は僕はできるんじゃ ないかというふうに思うんです。先ほど申し上 げたかったのは、我々はこの議会で、県央の一 極集中ということの弊害をずっと言ってきまし た。ここに、例えば県南、言わずもがなのこと を言わないといけないことになるんです。客観 的に見ていれば何か責任のなすりつけ合いで、 おまえが悪い、おまえが悪いというようなこと をやっておられますから、もともとはそういう 設置要望があって、県もよかれと思ってつくら れたことであって、それが意に反して、あには からんやまがい品というかそういうものを受け 取ってしまっていたというようなことがあるわ けですが、県南、県西、県北の市町村は、一般 廃棄物については自分たちの努力によって一生 懸命やっておられるわけですね。県央は県費を 投入して環境整備公社をおつくりになってやっ ておられることでありまして、これについては、 直接その恩恵を受けない地域の人から見ると、 どうもこういう問題が起きておることに対して、 ちょっと不可思議なといいますか、非常に複雑 な気持ちで見ている部分というのは確かにある わけでありまして、そういうこともよく踏まえ ながらこの解決ということについては、県、関 係市町村の皆さんは、やはり自分たちの問題と してやっていただかないと、なかなかいい解決 は出ないのではないかというような気がしまし たので、県南、県西に住む者として一言苦言を 呈したかったのであります。以上です。

〇宮原委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、私のほうから1~2点質問をさせていただきますが、知事のほうから、エコクリーンプラザみやざき問題ということで基本方針が4つ示されました。そして、連絡調整会議をつくられ、外部調査委員会をつくられ、対策本部をつくられ、幹事会をつくられ、組織もつくられて、問題解決のために動いておられるんですが、一番最初にこの委員会がスタートしたときに、委員会を始めたときに、知事のほうに説明を、こういう問題が起きていますということを一番最初に報告されたのが2月というふうにお聞きをした覚えがあるんですが、それは間違いないですか。

○道久環境対策推進課長 間違いございません。○宮原委員長 それは正式な形で報告をされていますか。

〇道久環境対策推進課長 そのとおりでございます。

○宮原委員長 私も信用して、これだけのものをきちっとやっていただいているものというふうに思っているんですが、知事の発言で、4月17日の日に私は初めて報告を受けたというような

発言が、一般的な外である大きな大会の折にそういう発言をされています。ということは、知事に報告されたことを知事が忘れられておるのか、もしくは知事が4月と2カ月間のずれを故意にやられているのか、それは私にはわかりませんが、そういう状況があるということで、その後、知事は現地を調査されたことはありますか。

○道久環境対策推進課長 3月になりまして、 3月11日に知事が現地を視察していらっしゃい ます。

○宮原委員長 そういうことであれば、やはり 安心なものをきちっとした形でということを知 事がよく言われるんですが、知事自身がそうい う形でいろんな大会の折などにそういう発言が 出てくるということがどうも、今から解決をや らんないかんというこの状況のときに、そうい う発言が出てくるというのがどうも不思議でな らんとですよ。だから、そういう状況は、実際 これは1つの集まりではないようでありますか ら、その部分については環境森林部長として、 それを忘れておられるんであれば、そういうこ とは説明しているということを文書なりきちっ としたものでしていただかないと、県民として は、知事には報告が、ちょうど今から1カ月前 の4月17日に初めて報告を受けたような話に なっておりますので、そこについては十分注意 をしていただかないと、実際一生懸命やってい るのにこれがまた信用が失われるということに なるんじゃないかと思いますので、そこについ ては要望しておきたいというふうに思います。 よろしくお願いをします。

それでは、ありませんね。委員外議員という ことで、外山良治議員。

〇外山良治議員 先ほど課長は、ごみ処理基本

計画は市町村の強い要望によっておつくりに なったという答弁がございましたね。間違いあ りませんか。

○道久環境対策推進課長 そのようにお答えい たしております。

○外山良治議員 ごみ処理基本計画は県がおつくりになったと思いますよ。何年におつくりになってどういう構想であったか、説明してください。

○道久環境対策推進課長 私のほうが先ほど申 し上げましたのは、産業廃棄物処理施設、こち らのほうを公共関与でつくってほしいという要 望が市町村のほうから出されたということでご ざいます。

○外山良治議員 産業廃棄物は、廃掃法で第一 義的に県の責任でやるということは当たり前で すよ。御存じでしょう、そのレベルのことは。 だから、市町村は、産業廃棄物については県が 当然対応すべきだと、これは当たり前のこと。 誤解を招くようなことをさっきおっしゃいまし たから、その点について指摘をしておきます。

もう一点、外部調査委員会の最終報告の目途としてどの程度をお考えなんでしょう。

〇道久環境対策推進課長 はっきりいつまでに という結論には達しておりません。我々のほう としては、できるだけ早くその結論が出るよう に努力してまいりたいというふうに考えており ます。

○外山良治議員 先ほど外部調査委員会の役割 として、追加というような形で、責任の明確化 ということが外部調査委員会の権能であるとい うことが明らかになりました。公社というもの は、公益法人で独立した機関というふうに伺っ ておりますが、もし公社が、例えば外部調査委 員会の報告を受け、責任が明確になった場合、 公社として理事及び理事会を告発するということを考えるべきだと思いますが、そういった考え方はあるのかないのか、お答えください。

- **〇宮原委員長** 外山議員、どなたに求めますか。
- 〇外山良治議員 答弁者。
- **〇道久環境対策推進課長** それは公社のほうで 判断するものと考えております。
- ○田中理事長 公社といたしましては、第三者の外部調査委員会で一定の責任の所在あるいは責任の割合、そういう中から、例えば瑕疵担保責任が問えるかというふうなものが整理されると思います。整理された場合は、当然、公社として、損害を被ったところに対する損害賠償責任、瑕疵担保責任は問うべきであろうということも含めて告発ということですが、現在のところはそこまでは考えておりませんで、また状況の推移があればその時点で検討すべきであろうと思っています。
- 〇外山良治議員 外部調査委員会の調査で責任 が明確になったと。よくありますよね、全国で たくさん。公益法人というのは独立した機関で あるから、例えば農協なら農協で使い込みをし たと。莫大な影響を与えたと。内部告発を民法 上すぐしますよ。今回についても、今までも数 億円の追加負担を県民に対してさせております。 そしてまた5億とか15億とか、けさの新聞では、 会計検査院で1億7,000万か1億8,000万、これ を返しなさいということが出てくるかもわから ん。そしてまた、下水道に放り込んだ8,000万と か、臨時に1億400万を追加負担させたとか、今 後こういった追加負担に対して責任を明確化し て、そして明らかになった場合に、理事長とし て告発すべきですよ。当然その権利があるわけ ですから。今後十分こういった点についてもお

考えいただきたいというふうに思います。以上です。

○宮原委員長 ほかにありませんね。ほかにないようですので、それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

参考人及び執行部の皆様、御苦労さまでした。 暫時休憩をいたします。

午後4時8分休憩

午後4時12分再開

〇宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、委員長報告についてであります。エコ クリーンプラザみやざきに関して、定例会冒頭 に委員長報告を行うということについて御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨 を議長に申し出ることにいたします。

次に、委員長報告(案)についてであります。 お手元に前回までの審議内容について作成した 委員長報告(案)をお配りしております。これ に本日の説明、質疑内容及び委員会としての総 括的な要望事項をつけ、最終的な委員長報告と したいと考えております。委員長報告に盛り込 む事項について特に要望はございませんか。

暫時休憩をいたします。

午後4時13分休憩

午後4時20分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

委員長報告につきましては、先ほど皆さんか らいただきました意見を参考にさせていただき ながら、正副委員長に御一任いただくことで御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 何もないようですので、以上で 委員会を終了いたします。委員の皆様、本当に お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時20分閉会